

○許可クロスボウに係る表示措置命令

(第4条の4第3項)

処分基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第4条の4第3項
処分の概要	許可クロスボウに係る表示措置命令
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号(許可)、第4条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条の2(表示措置命令)
処分基準	所持許可に係るクロスボウに製造番号等固有の番号が刻印されていない場合、製造番号等固有の番号が刻印されているものの容易に消失するおそれがある場合等は、クロスボウ番号標の貼付けによる表示措置を命ずる。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室